

# 入札公告

委託業務について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年3月6日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 内藤 和世

## 1 入札に付する事項

- (1) 案件名称  
京都市立京北病院清掃業務
- (2) 履行場所  
仕様書のとおり
- (3) 履行期限  
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 契約条件  
仕様書のとおり
- (5) 入札方法  
入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 京都市の指名競争入札有資格者名簿（物品関係）に搭載されていること。
- (2) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 京都市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。
- (4) 院内清掃業務に係る医療関連サービスマーク認定事業者であること。
- (5) 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間に、病床数60床以上の病院において、設備清掃業務を2年以上、元請業者として受託した実績のある者（契約書の写し及び業務内容の分かる仕様書等の写しなどを提出すること。）

### 3 入札に関する諸手続き

#### (1) 入札参加申込書及び資格証明書等の提出

以下の書類を提出すること。

ア 入札参加申込書（別紙様式）

イ 資格証証明書類（上記「2 入札に参加する者に必要な資格」を証明する書類の写し）

ウ 返信用封筒（指名競争入札通知書及び入札書郵送用。角2封筒に入札申込者の宛先を記入のうえ、440円分の郵便切手（簡易書留用）を貼付しておくこと。）

#### (2) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参

#### (3) 提出期限

平成27年3月11日（水）午後5時まで（必着）

※ 直接持参する場合の受付時間は土、日及び休日を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

#### (4) 提出先

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構経営企画局経営企画課契約係

（電話 075-311-5311 内線2537）

#### (5) 入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に入札参加資格があるものと認められるときは、入札書を交付する。

#### (6) 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の審査結果については、口頭により通知するものとする。なお、入札参加資格を有しないと認められた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、通知の日から平成27年3月11日（水）午後5時まで（土、日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）に、その旨を記載した書面を3(4)の場所まで提出すること。説明を求めた者に対しては、平成27年3月12日（木）午後5時までに書面にて回答する。

### 4 入札及び開札の日時、場所等

#### (1) 日 時

平成27年3月13日（金）午後1時40分

#### (2) 場 所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院本館5階会議室

(3) 持参する書類

ア 入札書及び別紙単価内訳（1箇月あたり）

イ 入札書は、予め封筒に入れて封印しておくこと。

ウ 入札終了後、直ちに開札を行い、最低価格を入札したものを落札予定者とする。

5 入札予定価格

(1) 4年分 金23,088,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 入札予定価格は1(3)の履行期限に係る期間の合計額とする。

(3) 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(4) 契約金額は、入札金額に100分の108を乗じた金額とする。

(5) 複数年契約であることを考慮し、1(3)の履行期限内に大幅な業務内容の変更等がある場合の取扱いは契約書に定めるものとする。

6 落札の決定

(1) 入札予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者を落札予定者とする。

(2) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

7 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために作った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を地方独立行政法人京都市立病院機構に請求することはできない。